

# 1 事業継続支援金（第4期）

厚生・産業常任委員会資料1-2  
令和4年(2022年)2月14日  
商工観光労働部

## 概要

### 【事業継続支援事業】

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、売上が30%以上減少した事業者に対し、支援金を給付する。

## 予算額

2,176,700千円

## 主な対象要件

国の「事業復活支援金」を受けており、県内に事務所または事業所を有する方

2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上高が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等

## 支給金額

中小企業等 : 20万円

個人事業主 : 10万円

※1事業者につき1回の申請まで【第4期】

※ただし事業継続支援金【第1期】、【第2期】、【第3期】との併給は可

## 2 感染回避のための宿泊に対する支援

事業名	しが安心宿泊割引事業
予算額	188,000千円
概要	エッセンシャルワーカーをはじめとする県民等が、家庭内や職場での感染回避のため、県内宿泊施設で一時的に宿泊することを支援
対象者	滋賀県在住者または通勤・通学者で、陽性者または濃厚接触者でない方 (例) ・ <u>エッセンシャルワーカーなど、家庭や職場での感染回避を必要とする方</u> ・ <u>高齢者や受験生、基礎疾患のある御家族への感染を防ぎたい方</u>
割引内容	・ 1泊7,000円以上の宿泊に対し、6,000円割引 ・ 1泊4,000円以上7,000円未満の宿泊に対し、3,000円割引 ※ただし、利用にはコンビニで利用券(1,000円)の購入が必要
対象期間	2月15日から3月31日まで(予定)

### 3 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金用途	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金</li><li>・国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金</li></ul>
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	<u>1,000万円</u> （通常枠：1,500万円）
融資利率	年2.2% <u>以内</u> （通常枠：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	<u>必ず保証付き</u> （通常枠：必要に応じて保証） <u>保証料率年0%（全額、県が負担）</u> （通常枠：年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる